

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
- 本業務内容は、別紙日和佐川河川堤防耐震設計業務仕様書に示すとおりである。

日和佐川河川堤防耐震設計業務仕様書

1. 業務目的

徳島県が管理する日和佐川では、堤防のレベル2地震動に対する耐震点検（一次、二次、三次）が行われ、耐震性能を満足しないと想定される区間を抽出している。

本業務では、三次点検の結果を受け、耐震性能を満足しないと想定される区間を対象として、「河川堤防の耐震性能照査指針」（H28.3）及び「河川堤防の液状化対策の手引き」（H28.3）に準じた堤防耐震対策工法の検討を行うものである。

2. 業務内容

2-1. 設計協議

協議は原則として、業務着手時、中間打合せ（4回）、成果品納入時の6回とする。この際仕様書及び実施内容を確認するための業務計画書を作成した上で、発注者と十分に打合せを行い、その目的を明確にし、効率・精度良く業務が遂行できるよう務める。第1回打ち合わせ、成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会う。但し、必要に応じて随時、追加実施する。

2-2. 設計計画

本業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

2-3. 現地踏査

対象区間において、照査および設計に必要な情報の収集を行う。なお、現地調査（地形測量横断測量等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査項目と数量について調査職員に報告し、指示を受ける。

2-4. 基本事項検討

対象区間において、液状化対策に伴う護岸構造の概略検討を行う。

2-5. 地盤改良工法の検討

（1）基本事項の設定

貸与資料、特記仕様書及び指示事項に基づき、設計で決定する事項を整理し、位置、対策工の諸元、鋼材の規格等の基本事項を決定する。

（2）対策工の選定

耐震（液状化）対策工法の中から、工法ごとの原理、特徴を理解し、現地条件を踏まえ、施工性、経済性、背後地ならびに隣接地の利用状況から制約される条件などを考慮して3案程度抽出し、総合評価により適切な対策工法、または各種工法の組み合わせで選定する。

(3) 対策工緒元の設定

レベル1地震動に対して安定性を確保できるよう対策工の諸元（鋼矢板型式・根入れ、地盤改良の改良率や改良範囲など）を決定する。

基本的な設計方針は、「河川堤防の液状化対策の手引き」（H28.3）に準拠する。

2-6. 偶発状態の地震応答解析

上記で選定した工法に対して、地盤変形解析（動的照査法 FLIP）により算定される堤防の沈下量を求め、許容沈下量を上回らない適正な形状を決定する。

ここで、対象地震は 2003 年中防公開波（東南海・南海地震）を用いる。

3. 業務数量

本業務数量は以下を想定している。

項目	単位	数量	摘要
設計計画	式	1	
現地踏査	式 (m)	1 (910)	
基本事項検討	式 (m)	1 (910)	護岸構造概略検討
地盤改良法工の検討	断面	3	各断面 3 案程度
偶発状態の地震応答解析	断面	3	動的照査法 FLIP
報告書作成	式	1	
設計協議	式	1	中間 4 回